

第五十五回国会
衆議院 建設委員会

議録 第七号

昭和四十二年五月十一日(金曜日)	
午前十時三十八分開議	
出席委員	
委員長 森下 國雄君	
理事 木村 武雄君	理事 正示啓次郎君
理事 砂原 格君	理事 丹羽喬四郎君
理事 廣瀬 正雄君	理事 石川 次夫君
理事 岡本 隆一君	理事 稲富 総人君
伊藤宗一郎君	大野 明君
吉川 久衛君	佐藤 早稻田柳右郎君
田村 良平君	谷垣 専一君
森山 鈴司君	阿部 昭吾君
渡辺 栄一君	勝澤 芳雄君
井上 普方君	佐野 慶治君
工藤 良平君	内海 清君
福岡 義登君	小川新二郎君
西村 英一君	西村 直藏君
建設計大臣 建設大臣	佐藤 信一君
出席政府委員 建設政務次官	渡谷 北側
建設省住宅局長 建設省住宅局長	三橋 義一君
委員外の出席者 建設省住宅局長	西村 英一君
住宅金融公庫理 事 専門員	岡本 静雄君
奈良バイパスの平城宮跡通過反対に関する請願	熊本 政晴君
外七件(長谷川正三君紹介)(第九一四号)	
同外五件(斎藤正男君紹介)(第九三五号)	
地代賃統制令撤廃に関する請願(早稻田柳右	
エ門君紹介)(第九三六号)	
県道大分、西庄内、湯布院線の国道編入に関する	

る請願(土藤良平君紹介)(第九三三号)
飯山市の千曲川堤防工事計画変更に関する請願
(中澤茂一君紹介)(第九九四号)
杉並区内の都市計画街路補助第一二八号線拡幅
促進に関する請願(岡崎英城君紹介)(第一〇二
二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
住宅融資保険法の一部を改正する法律案(内閣
提出第三八号)

○森下委員長 これより会議を開きます。
住宅融資保険法の一部を改正する法律案を議題
とし、審査を進めます。
質疑の通告がありますので、これを許します。
勝澤芳雄君。

○勝澤委員 住宅政策につきましてはまた別の機
会に私は質問させていただきまして、とりあえず
住宅融資保険法について法律上のこまかに諸問題
につきまして質問をいたいと存じます。
まず最初に、融資保険の対象である金融機関の
範囲を拡張した理由は、どういう理由であるかと
いう点からお尋ねします。

○三橋政府委員 ただいま御質問の金融機関の
範囲を拡大した理由は何かということございま
すが、これにつきましてはすでに提案理由等にお
いて大臣から申し上げましたように、從来銀行、
相手銀行、無尽会社、このようなものを対象とい
たしまして取り扱い機関にしておつたわけでござ
いますが、最近の傾向から見まして、やはり零細
な住宅金融、つまり協同組合等によります住宅金
融がかなり行なわれております。同時に、私ど
もは、そういう点は遺憾なくやることを前提

漁村の住宅というものに相当程度力を入れていき
たい、それによって農山漁村の住生活というもの
を安定させてまいりたい、向上させてまいりた
い、そういうような意味におきまして、それらの
ものに対して融資をするような金融機関、そういう
ものを含めまして、金を貸しやすくする、かつ
農山漁村あるいは中小の商業等を営んでおります
ものに対して融資をするような金融機関、そういう
ものを含めまして、金を貸しやすくする、かつ
金を借りやすくしたい、そういうことによりま
で、民間の住宅建設の促進をはからせてまいりた
い、そういう趣旨で拡張したいと思っているわけ
でございます。

○勝澤委員 そこで、一応農林中金あるいは商工
中金、信用金庫連合会についてはわかりますけれ
ども、信用事業を行なっている農協なり漁協の問
題につきましては、最近各所で金融の問題につき
まして事故がときどき起きておるわけであります
けれども、これらについてはやはり監査というも
のが十分行なわれていないということではないだ
ろうかと私は思うのですが、こういう点について
は、やはりこのような住宅融資保険の対象にして
おきまして、確かに不正融資あるいは不正融資と
いうような事件が発生しておることは、私も承知
をしております。しかし、言うまでもなく、漁業
協同組合にしても農業協同組合にいたしまして
も、法律に基づいたこれは機関でございまして、
しかも農村あるいは漁村の金融の面におきまして
非常に大きな役割りを果たしておることは言う
までもございません。したがって、当該の法律に
基づいて責任を持つた機関が厳正な監督、指導を
していくのは、これは当然でございまして、私
は、そういう点は遺憾なくやることを前提

にいたしまして、ただいま住宅局長からお答えい
たしましたような趣旨で、ぜひこの際そういう
金融機関を拡大いたしまして、農山漁村の住生活
の改善に資してまいることが適当であろう、かよ
うに考えておる次第でございます。

○勝澤委員 この金融機関の範囲の中で、労働金
庫だけが労働金庫連合会ということが入っていな
いのですが、その理由は。

○三橋政府委員 この制度によりまして保険をい
たしますのは、金融機関が、家を建てましたり宅
地を取得したり造成したりいたします者に金を貸
して、それに対して保険するという制度でござい
ます。したがいまして労働金庫の場合には——労
働金庫はこれは金融機関でございます。したがい
まして労働金庫の連合会は労働金庫に金を出した
りいたしますけれども、労働金庫の連合会そのも
のが直接に個人に、家を建てるために金を貸した
りすることはない。したがいまして、そういう意
味合いであります。したがいまして、労働金庫の連合会につきま
してはこれを入れなかつたということでございま
す。

○勝澤委員 労働金庫の連合会もほかの連合会と
同じようなことになるならば将来は入れる、逆に
言うと、こういうことでようしゅうござります
ね。

○三橋政府委員 労働金庫がみずから家を建てま
したり、そしてそれでその会員に住宅を供給する
というようなこととの業務ができるということにな
ります。したがって、その労働金庫に連合会から金を貸
すということになりますれば、これは連合会も入
り得ると思いますが、そういうことはなかなか
か、まずならぬだらうというふうに考えておる次
第でございます。

○勝澤委員 あのほう、局長、余分なんです。連合会もほかのようになつたらやります、こ

れだけでいいのです。私がかわって答弁するわけじゃないですけれども。

○森下委員長 岡本委員に関連質問を許します。

○岡本(陸)委員 いまそういうふうな局長の御意見でありますと、昨年の国会で日本労働者住宅協会法というものが成立いたしておりますね。そして労働金庫の連合会のような形のものとして労働金庫が融資し、それで家を建てる。それに対して、それと同じような業務を勤住協というのがやることになりましたが、それが今度入っていないのはどういうわけですか。うつかりして抜けたのですか、それとも何か特別の理由ではありますか。

○三橋政府委員 お答え申し上げます。

これは日本労働者住宅協会法の三十九条という条文がございまして、労働金庫の業務等がきめてございますが、この日本労働者住宅協会に対しまして資金の貸し付けの業務を行なうことができるということが書いてございます。したがいまして、日本労働者住宅協会はここから金を借りられるということになつております。

○岡本(陸)委員 第二十三条で、協会は「一労働者のための住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと」となつております。この譲渡というのは、やはり長期分譲でございますから、したがつて、いわゆる金融といった形になるわけでございますね。だから、そういう意味では、これは同じように扱われるのじゃないですか。

○三橋政府委員 お答え申し上げます。

確かに労働者住宅協会は譲渡を行なうということになつておりますが、これが長期の譲渡であるということはございませんけれども、しかしながら、預金を入れまして、そしてこれを貸すといふ制度には、労働者住宅協会はなつております。したがいまして、この譲渡というのは、貸し付けであるというふうには書いておりません。物の分譲でございます。

○岡本(陸)委員 もう一ぺんよう研究してください

○勝澤委員 わからぬね。

それでは次に、この融資保険を一応予定した計画ですね、言うならば保険の予定価額といいますか、それと成立した保険額というものを比べてみますと、実績が、比率が低いわけですね。いうならば、三十九年度の保険契約の予定と実際に成立した保険、こういうものが低いわけです。それを三十九年、四十年、四十一年、三年度にわたつて、予定と契約実績、ペーセンテージ、これをちょっとと示してみてください。

○岡本説明員 お答えいたします。

三十九、四十、四十一年度を申し上げますと、予定をいたしました保険価額合計額は、三十九、四十年度は五十七億円、四十一年度は七十六億円でございまして、これに対しまして付保いたしました保険価額は、三十九年度は十四億三千四百万円、四十一年度は十四億九千百萬円、四十一年度は二十六億七千二百万円でございます。率につきましては、三十九年度は二五%，四十一年度は二五%，四十一年度は四〇%でございます。

○勝澤委員 それでは次に、これはちょっと数字は無理かとは存じますけれども、各金融機関の住宅貸し付けと、それから融資保険で貸した分、この比率はおおむねどのくらいになりますか、おわかりになりましたらひとつ、おおむねだけこうです。

○岡本説明員 現在のところちょっと資料をそろえておりませんので、まことに恐縮でございますが、わからぬのでござります。

○勝澤委員 いまの保険の計画からいいますと、三十九年度、四十一年度は二五%しか保険をかけておきながら、一方、金融機関の住宅貸し付けの量というものの比率はおおむね妥当な解釈のよう

第三の原因といたしましては、こういう制度があるということが周知されておらなかつた、PRに欠ける点があつたわけでございます。こういう点も第三の原因ではないかと思うのでございます。

そこで、ただいま申し上げたような主要なる原因と考えられておりますてん補率の引き上げ、それから、これを利用する金融機関の拡大、これを今回の改正において実現をしたいということで御審議をお願いした次第であります。

○勝澤委員 まあ私はおおむね妥当な解釈のよう気がいたしますけれども、そこで、保険の契約は相当な部分だと思うのです。ペーセンテージはわからぬにしても、住宅貸し付けに相当部分出でていますが、それが保険金を支払った実績、こ

くことは間違いない、回収されていくことは間違

質的に今までの保険金支払いの実情から考えてみると、何といいますか、相当銀行は貸し付けについては渋い立場でやつてきていることは間違ないわけですね、回収率がいいということを見てみれば。

そこで私は、最初回収の問題から聞いてみますと、この法律制定から今日までの保険金支払いの実績、それが回収された状況、件数と金額、こういう点について御説明願いたいと思うのです。

○岡本説明員 御説明申し上げます。

住宅融資保険制度が改正されましてから現在まで――現在というのは四十二年の一月末でござりますが、保険金を支払いましたもの五十四件、五千三百三十二万二千円でございます。そのうち、一千円これは支払いまして、また銀行が貸し付け金を回収いたしますと、分納で私どもが受け取ります。それが戻りでございますが、その回収したもの、件数にいたしまして四十六件、二千九百十四万一千円になっております。なおそのほかに利息といたしまして七百五十三万九千円を回収いたしております。したがいまして、残額といたしましては現在のところ、今年の一月末でございますが、二千五百十八万一千円が回収未済、そういうことになつております。

○勝澤委員 そうしますと、この法律ができるて年余たつて、保険金を支払って、いま未回収になつてるのは二千五百十八万円、これでいいわけですね。そうしますと、これは掛け金から見てみると、なかなか危険率が低いわけですね。そういうことになりまつて、私は、逆に言うと、この保険会計はもうかつていて、国が保険をやる姿勢としてやはり少しことに問題ではないだろうかといふ気が実はするわけです。そうすると、やはり掛け金を下げる必要があるのではないかといふならば、担保をしつかりとつてあるわけありますから、またこれが減つてい

みます。しかも、この二千五百十八万円にしても、全部とれないかといふならば、担保をしつかりとつてあるわけありますから、またこれが減つてい

いないわけです。そうしますと、いま八〇%でありながらおかつこの程度だということを考えると、やはりこの際この掛け金の問題は少し考えるべきじやないだらうか。そこで、この保険掛け金といふものは、実は金融機関が払つてゐるのではなくして、やはりお金を借りる人が払つてゐると私は思うのですが、お金を借りる人が払つてゐるという立場ならば、今度の法律改正によつて、お金を借りる人がどれほど金利が軽減されるのか、これはどうなんでしょうか。

○藤谷政府委員　ただいまの御指摘の点非常にごく同様な御質問があつたわけでございます。確かに御指摘のように、利用者の負担といふものをもつともな御意見だと思います。先般も岡本委員からございました。そこで今回の改正案におきましては大体貸し付け金百万円当たりはあまり変わらないわけでございます。ただし事故が起つりましたときに支払う保険金の額は、従来は貸し付け金の八割でございましたのを今度は九割にするわけでもございません。そこで今回の改正案においては保険が有利になる。したがいまして、貸し付け金も貸しやすくなる。従来は危険率が非常に高いものは貸しにくかつたのですが、危険率が実際は下がつたような作用をするわけでございます。

○勝澤委員　私の質問は、いま政務次官に聞いてあなたがわりに答弁したのですが、危険率が実際で幾らになつた——軽減された、軽減されたと言つけれども、利用者の利子負担は幾ら減つたのですか、こういうことです。

○岡本説明員　いまは概数を申し上げましたが、こまかく申し上げますと、百万円について一日六十銭は減ります。

○藤澤委員　いや、百万円で年幾らであったのが今度は年幾らになつたか、こういうことを聞いているのです。一番簡単でしよう。百万円で年幾ら払つておつたけれども、今度は百万円で年幾らになつたかということです。

○岡本説明員　計算いたしますから、ちよとお待ちください。——申しわけございませんが、いま一日だけの計算ができましたのでお答えいたしましたが、一百万円で年三十が二十六に減つたからといって四減つたかと思つたら、四減つたがつたわけです。いままで百

万円かける百分の八十かける百分の三十だったわけですね。ですから、百万分の三十が二十六に減つたからといって四減つたかと思つたら、四十銭になりまして、結局六十銭だけは下がつておるわけではない。八十というのが九十に上

がつたわけですから、結局その分を合わせるためにちょこっと操作をしただけであつて、銀行そのまま二十万円の危険負担が十万円になつた。そ

○藤澤委員　政務次官にお尋ねしますが、百万分の三十から百万分の二十六に下がりましたね。掛け金は百万円で幾ら下がつたのですか。

○岡本説明員　お答えいたします。

料率が從来は百万分の三十でございましたが、これは保険金額に対し一百万分の三十でございましたので、貸し付け金に對しますと、貸し付け金に

まず〇・八をかけまして、つまり八掛けにしまして、それに対し百万分の三十、今度は貸し付け金の九掛け、〇・九をかけまして、それに対し百万分の二十六でござりますので、保険金としましては大体貸し付け金百万円当たりはあまり変わらないわけでございます。

○勝澤委員　そうしますと、利用者は年に二百十

九円金利負担が減つた。銀行のほうは二十万円の危険負担が十万円になった。こうなるわけです

ね。そうですね。百万円について今まで二十分

いて、それから次に進みますから……。

○角田説明員　お答えいたします。

百万円につきまして、従来は八千七百六十円でございましたのが八千五百四十一円になります。

○藤谷政府委員　確かに御指摘のとおりでござります。ただし、確かに御指摘のようないいことは事実だと思いますが、ただ住宅ある人は宅地を取得するに際してどうしてもやはり金が必要なわけでございますから、その金を借りやすくするということがやはりこの住宅建設を進めることであります。したがつて今回の改正案におけるわけであります。したがつて今回の改正案において借りやすくなるよりも銀行が貸し出しやすくなつたということだけですね。ですから、これは金の立場からものを見ているわけです。銀行が貸し出しやすくなつた。しかし利用者の負担といふものは何も変わらぬ。これは政務次官、そういうことだけをあなですかね、あなたが言つてはいる、百万分の三十が百万分の二十六になつた、だから掛け金が減つたという認識とは違うということだけをあなたがつてもらえればいいわけです。私も実は掛け金が減つたと思ったわけです。減つたと思って計算をしてみたら、百万円かける百分の九十かける百分の二十六になつたわけです。いままで百

ういうことになります。

○勝澤委員　政務次官もこの百万分の三十と百万分の二十六のマジックがおわかりになつたよう

ありますから、私はわかつていただけばいいわけ

であります。

ただ、金融機関として貸し出しがしやすくなつたということは認めます。そこで私は、九十になつたからといって貸し出しがしやすくなつたといふ銀行の姿勢について、やはり住宅貸し付けをやる建設省の立場からこれを考えなければならぬと思うのです。住宅金融公庫というものは窓口を持つていないわけで、各金融機関に窓口を持つてゐるわけですから、逆に言うならば保険をつけるような貸し出しをしない。金融機関については、住宅貸し付けという片方のワクの問題があるわけですね。ですからこれは両刃でいるわけですよ。もっと住宅融資保険をかけるような貸し付け条件の悪いもの、こういう自力で建設をしたいと

すね。もし違つておつたら言つてください。それ

でよければいいと言つてください。次に進みますから。

み立て金をとやかく取りくすぐらいの貸し付けをやることが住宅が建たることですよ。そうじやありませんか。それがもうかつておるということはどういうことですか。もうかつておるということは、民間の一保険会社と住宅融資会社と何も変わらないということになる。國の保険経理の考え方としては、國としてこういう保険をやる考え方の場合は、何か住宅の建設を促進しようとするのか、住宅建設の促進をするよりも住宅建設で貧乏な人がうちを建てるときに保険をかけさせて金も受けをするのがこの融資保険じゃないか、極端に言うところなるじやありませんか。ほかにはないですよ。そうしてまいりますと一体掛け金は何のために徴収するのか。掛け金は何を根拠に徴収するのか。それから掛け金額の根拠というのは、一体百万分の三十なり百万分の二十六というのは、何を根拠に行なわれているのか、こういう点について御説明願いたい。

○藤谷政府委員 御指摘のように、利益金が一億数千万計上されておる。しかも、基金は手つかずにしておる。これでは國が政策としてやっておるその意味がないじやないかといふ御指摘は、現状においては私はそのとおりだと思います。ただ、この制度本来のねらいとするところはそうではないでございまして、できるだけこの制度を利用すれば当然そこに相当の危険が発生していくわけがあります。その危険が発生した場合には基金を取りくすして充當しようというものがこの制度のねらいである。だからもう一つは、てんいわけでございます。それからもう一つは、てんいだけでございます。

○勝澤委員 それは改正のねらいは違います。あなたが言つておられる改定のねらいとするならば、そ

れはやはり百分の八十でなくて百分の九十に上げた程度ではだめです。これは十年間の実績が物語つてゐるじやありませんか。金融機関の態度と

いうものが問題になつていて、これは百分の九十

なり百分の百にしなければ貸し出しが促進されないというの明確なんですよ。それからまた掛け金の率の問題です。百万分の三十を百万分の二十

六にした。掛け金は下がつたとあなたは錯覚しておつたけれども、説明を聞いておられたこと

も聞いて錯覚しておつて、どうもおかしい。掛け金が下がつておるじやないかと思っておつたこ

とが下がつておらない。掛け金が最後に二百十九円だ。それじゃ下がつたことにはならぬ。こうい

うふうに考えてみると、制度そのものについては

よかつた、しかし現状が悪いということになれば、やはりそのん補率を、九〇を一〇〇%に近づけるということは、やはり掛け金をもつと下げてやる、銀行も貸し出しよくなるし、一般の人も

金利負担が少なくなるということを、両面やらなければいかぬわけです。もしあなたの言うことが

是とするならば、これから十年間のこの保険経理

の試算をしてみていただきたいと私は思つ

ります、積み立て金が取りくすになりますとい

う計算をしてみてもらいたい。いまここで無理だ

をしていく、そういうことになつてまいります

と、当然危険度も高まつてくるわけでございま

す。そういうことになりまると、この利益が計上

されるどころではなく、逆に欠損が出てくると

そういう事態には、この基金を取りくすしてこれ

に充当していこう。利得本来のねらいとするところまでこの制度が現実に運営されておらぬ。そこ

で、制度本来の目的の方向に向かって大きく前進していこうというのが今回の改正のねらいである

わけでござります。

○勝澤委員 それは改正のねらいは違います。

あなたが言つておられる改定のねらいとするならば、そ

れはやはり百分の八十でなくて百分の九十に上げた程度ではだめです。これは十年間の実績が物

語つてゐるじやありませんか。金融機関の態度と

いうものが問題になつていて、これは百分の九十

なり百分の百にしなければ貸し出しが促進されないというの明確なんですよ。それからまた掛け

金の率の問題です。百万分の三十を百万分の二十

六にした。掛け金は下がつたとあなたは錯覚して

おつたけれども、説明を聞いておられたこと

も聞いて錯覚しておつて、どうもおかしい。掛け

金が下がつておるじやないかと思っておつたこ

とが下がつておらない。掛け金が最後に二百十九

円だ。それじゃ下がつたことにはならぬ。こうい

うふうに考えてみると、制度そのものについては

よかつた、しかし現状が悪いということになれば、やはりそのん補率を、九〇を一〇〇%に近づける

づけるということは、やはり掛け金をもつと下げてやる、銀行も貸し出しよくなるし、一般の人も

金利負担が少くなるということを、両面やらなければいかぬわけです。もしあなたの言うことが

是とするならば、これから十年間のこの保険経理

の試算をしてみていただきたいと私は思つ

ります。積み立て金が取りくすになりますとい

う計算をしてみてもらいたい。いまここで無理だ

をしていく、そういうことになつてまいります

と、当然危険度も高まつてくるわけでございま

す。そういうことになりまると、この利益が計上

されるどころではなく、逆に欠損が出てくると

そういう事態には、この基金を取りくすしてこれ

に充当していこう。利得本来のねらいとするところまでこの制度が現実に運営されておらぬ。そこ

で、制度本来の目的の方向に向かって大きく前進していこうというのが今回の改正のねらいである

わけでござります。

○岡本説明員 お答えいたします。

住宅融資保険につきましては、政府が無償で出

資をいたしておりますが、普通の民間の保険会社

がやる場合におきましては、基金に相当する部分

につきましても、相当利潤がなくてはできないわ

けでございます。ところが国が出資いたしておりま

ますので、その分は見なくてもいい、そういうよ

うな点がございます。

○勝澤委員 お答えいたします。

住宅融資保険につきましては、政府が無償で出

資をいたしておりますが、普通の民間の保険会社

がやる場合におきましては、基金に相当する部分

につきましても、相当利潤がなくてはできないわ

けでございます。ところが国が出資いたしておりま

ますので、その分は見なくてもいい、そういうよ

うな点がございます。

○岡本説明員 お答えいたします。

住宅融資保険につきましては、政府が無償で出

資をいたしておりますが、普通の民間の保険会社

がやる場合におきましては、基金に相当する部分

につきましても、相当利潤がなくてはできないわ

けでございます。ところが国が出資いたしておりま

ますので、その分は見なくていい、そういうよ

うな点がございます。

○勝澤委員 そこで、四億なり、今度は五億基金

があるわけですから、それから積み立て金が一億

から一億三千万、今度は一億六千万となるわけで

すね。この基金なり積み立て金の運用利回りは私

は低過ぎると思うのですね。単独で運用利回りをした場合と、住宅金融公庫の中で運用利回りをした場合、住宅金融公庫の利回りは幾らですか。これと、かりに一般の利回りとして——一般的の利回りといいますか、別の政府機関の利回りとして計算した場合、どういう差額が出てまいりますか。

○岡本説明員 お答えいたします。

現在、住宅金融公庫が住宅資金の貸し付けをいたしておりますが、これの平均の運用利回りは五分八厘でございます。それからこの基金のほうは、年四分七厘四毛で計算してございます。公庫の資金運用の経費は約一分でございます。したがいまして、公庫の利益と基金の利回りにはそうたいした違いはないというか、そのときどきの決算によりまして若干の端数は出ますので切ったり何かいたしますから多少違うことはあります、大体そういうことについておるわけでございます。

○岡本説明員 お答えいたしました。基金は年四分七厘四毛、日歩一錢三厘でございます。

○勝澤委員 この問題はあまり長くなりますが、彼らに計算されていいるのですか。

いま質問を聞いておったと思うのですけれども、今度の改正というものは、今まで百万円に対する保証金を九十万まで保証するわけですね。それからその保証料はだれが払うかといったら、金融機関が払うのではなくして借りる個人が払っておったわけですね。それは今まで百万分の三十払つておったのを百万分の二十六に変えた。変えたけれども、掛け金は一年に、政務次官は大幅に減ったようなことを言つていましだけれども、実際には年に百万円で八千七百六十円の利子が八千五百四十一円で、二百十九円利子が減つた。借りる人は百万円で二百万円で保証しておったのを九十万円まで保証したこと、銀行は貸しよくなつたことは事実

だと思うのです。しかし貸しよくなつたけれども、住宅というのから考えてみると、ちゃんと土地なり建物の保証をとつておるわけですね。それで、かりに一般の利回りといいますか、別の政府機関の利回りとして計算した場合、どういう差額が出てまいりますか。それから、いままで十年間の実績を見つめますと、十八万円だけがいま未回収になつてある。約百十五、六億、延べで貸してあるわけです。そうなりますね。そのうち返つてないのは二千七百八十萬円、それが十一、二年間の実績なんです。こいつらに計算されていいるのですか。

○岡本説明員 そうしますと、基金は年四分八厘でございます。それからこの基金のほうは、年四分七厘四毛で計算してござります。公庫の資金運用の経費は約一分でございます。したがいまして若干の端数は出ますので切ったり何かいたしますから多少違うことはあります、大体そういうふうに考えてみると、民間の住宅を建設するという立場から言うと、金を借りられない人に少しひの保険料を出すということを考えてみれば、まず掛け金を下げる、金利負担を少なくする、これは政令で認めることです。法律事項ではありますんで政令で認めることですから、私は大臣に答弁を開きたいのです。ですから、掛け金を下げるこ

とをまずやるべきだ。それと同時に付加率は九十万円までの保証でなくても九十萬円なり百万円の保証をすべきだ。担保というのはしっかりとつてあるじゃないか。この二つを考えに入れると、掛け金を下げるということと金融機関の負担をとにかくもう少し軽くしてやるということ、もう一つは、金融機関に対してもっと積極的に、融資保険の適用のあるものには少し危険度のあるような融資をやれるという指導をする。このことは行政的な措置で、片方で住宅の一般貸し付けをしているわけではありませんから、そして融資保険としているわけもありますから、そして融資保険といふところにかかる少しつけてやるという気持ちはあります。だから竹山さんのそのときの姿勢とも、百分の二にしたいと思っております。そして実施は百分の二でやつたわけです。しかし二よりも一にもしたいと思いますと竹山建設大臣は答弁している。ですから竹山さんのそのときの姿勢といふのは、掛け金を百分の二を一まで下げてもとにかく積極的にやってやりたいという気持ちがあつたわけありますから、十年たつてもまだそこまでいついていないということになれば、それでいいだらうか。そうしてなぜかといふのは、基金が四億ある。その分を今度五億にふやしあげ、基金が五千ある。だから五千と五千の差額で五千もあるといふならば、五千の基金に一億六千万で一千五百四十円の利子が八千五百四十一円で、二百十九円利子が減つた。しかしいままで八十万まで保証しておったのを九十万円まで保証したこと、銀行は貸しよくなつたことは事実

世帯一住宅といふものをほんとうに考えて、ほんとうに住宅を一軒でも余分につくろうとするならば、この国会で私が質問をしたために五軒でも十分な結果として、保険金を払つたものは回収を含めて二千七百十八万円だけだった。二千七百十八万円だけがいま未回収になつてある。約百十五、六億、延べで貸してあるわけです。そうなりますね。そのうち返つてないのは二千七百八十萬円、それが十一、二年間の実績なんです。こいつらに計算されていいるのですか。

○西村國務大臣 私はこの法律案を提案するときいろいろな住宅局から説明を聞いたのであります。ところがいま申しますように、資金を要した割には実績が非常に悪いのですね。どうしてこんなに悪いのか。しかもそれになおかつ資金増を下げること。一つは付加率をもう少し上げてやる。銀行の危険負担を少なくしてやる。もう一つは、金融機関の姿勢を正して、あまり貸さないようなどころについては、危険がないわけだからもうと積極的に貸すような指導をしてやること。しかし担保とかその他の金融常識に従つてしまつかり立てておくべきだと思う。そこで私は、こういう問題については政令もまだこれからもっと積極的に貸すよう指導をしてやること。さればいまとえば、銀行の危険負担を少なくしてやる。もう、こういうのですから、非常に疑問でもあったわけであります。しかし少なくともこの制度ができたゆえんは、私はその当時は知りませんけれども、政府は住宅を建設するにつきまして、金融公庫が直接貸しもいたしましようが、また保険をつけて貸すというあらゆる方法をとつて進めようとしたのであります。したがいまして、これはいまとえば、銀行の危険負担を少なくしてやる。もう、こういうのですから、やはり前向きで検討して善処していただきたいと思う。なぜ私がこれを言うかと言いますと、この法律をつくったのは三十年です。こういう問題については政令もまだこれからもっと積極的に貸すよう指導をしてやること。さればいまとえば、銀行の危険負担を少なくしてやる。もう、こういうのですから、やはり前向きで検討して善処していただきたいと思う。なぜ私がこれを言うかと言いますと、この法律をつくったのは三十年です。三十年に法律をつくったときの建設委員会の議事録を見てみると、与野党含めていろいろな議論が出ておるが、そうしてその当時竹山建設大臣は、私は年百分の三と法律でできまつておるけれども、百分の二にしたいと思っております。そして実施は百分の二でやつたわけです。しかし二よりも一にもしたいと思いますと竹山建設大臣は答弁している。ですから竹山さんのそのときの姿勢といふのは、掛け金を百分の二を一まで下げてもとにかく積極的にやってやりたいという気持ちがあつたわけありますから、十年たつてもまだそこまでいついていないということになれば、それでいいだらうか。そうしてなぜかといふのは、基金が四億ある。その分を今度五億にふやしあげ、基金が五千ある。だから五千と五千の差額で五千もあるといふならば、五千の基金に一億六千万で一千五百四十円の利子が八千五百四十一円で、二百十九円利子が減つた。しかしいままで八十万まで保証しておったのを九十万円まで保証したこと、銀行は貸しよくなつたことは事実

いただきたい。

○西村國務大臣 私はこの法律案を提案するときいろいろな住宅局から説明を聞いたのであります。ところがいま申しますように、資金を要した割には実績が非常に悪いのですね。どうしてこんなに悪いのか。しかもそれになおかつ資金増を下げること。一つは付加率をもう少し上げてやる。銀行の危険負担を少なくしてやる。もう一つは、金融機関の姿勢を正して、あまり貸さないようなどころについては、危険がないわけだからもうと積極的に貸すような指導をしてやること。しかし担保とかその他の金融常識に従つてしまつかり立てておくべきだと思う。そこで私は、こういう問題については政令もまだこれからもっと積極的に貸すよう指導をしてやること。さればいまとえば、銀行の危険負担を少なくしてやる。もう、こういうのですから、非常に疑問でもあったわけであります。しかし少なくともこの制度ができたゆえんは、私はその当時は知りませんけれども、政府は住宅を建設するにつきまして、金融公庫が直接貸しもいたしましようが、また保険をつけて貸すというあらゆる方法をとつて進めようとしたのであります。したがいまして、これはいまとえば、銀行の危険負担を少なくしてやる。もう、こういうのですから、やはり前向きで検討して善処していただきたいと思う。なぜ私がこれを言うかと言いますと、この法律をつくったのは三十年です。こういう問題については政令もまだこれからもっと積極的に貸すよう指導をしてやること。さればいまとえば、銀行の危険負担を少なくしてやる。もう、こういうのですから、やはり前向きで検討して善処していただきたいと思う。なぜ私がこれを言うかと言いますと、この法律をつくったのは三十年です。三十年に法律をつくったときの建設委員会の議事録を見てみると、与野党含めていろいろな議論が出ておるが、そうしてその当時竹山建設大臣は、私は年百分の三と法律でできまつておるけれども、百分の二にしたいと思っております。そして実施は百分の二でやつたわけです。しかし二よりも一にもしたいと思いますと竹山建設大臣は答弁している。ですから竹山さんのそのときの姿勢といふのは、掛け金を百分の二を一まで下げてもとにかく積極的にやってやりたいという気持ちがあつたわけありますから、十年たつてもまだそこまでいついていないということになれば、それでいいだらうか。そうしてなぜかといふのは、基金が四億ある。その分を今度五億にふやしあげ、基金が五千ある。だから五千と五千の差額で五千もあるといふならば、五千の基金に一億六千万で一千五百四十円の利子が八千五百四十一円で、二百十九円利子が減つた。しかしいままで八十万まで保証しておったのを九十万円まで保証したこと、銀行は貸しよくなつたことは事実

うかと思つております。いすれにいたしまして
も、この制度のP.R.をもう少しやらないと、いま
のような実績では、どうも金がありながらうまく
いかないということございまするから、せつか
くの御意見もいろいろ含めまして、私もこのほう
はあまり詳しくありませんが、政令等をきめる場
合にはただいまの御趣旨に沿うて、十分利用者の
便をはかりたい、かようなことをお約束申し上げ
る次第でございます。

○勝澤委員 私の言つておるのは、建設大臣のよ
うな気持ちで言つておるのは、あなたの答弁
は大蔵大臣の答弁ですよ。それでは大臣、住宅建
設が進まないので。ですから私は經理を計算し
てみたわけです。日歩を百万分の一下げるにはど
うしたらいいか、百万分の二下げるにはどうした
らいいが、計算したら計算が成り立つのです。
その下げる事、あるいはてん補率、付加率を、
百分の九十を九十五なり百にする事によつてど
うなるかということを考えると、それは大蔵
省の言つているよにはならないのです。かりに
融機関が無限にどんどん金を貸すかというとそう
ではない。必ず土地なり、あるいは建物なり、そ
の評価を六割なりあるいは七割しか見てないわけ
でありますから、長い将来かかってくれば返つて
くることは間違いないわけです。ですから、そ
ういうふうに考えていけば、それは大臣、あまり財
源がどうとかこうとかいうことではなくて、いま
の日本の政治といふものは大蔵大臣があつて、あ
との大臣はその下にあるような気がするわけで
す。あと道路問題で質問をしますけれども、七光
六千億の計画になつておるわけでありますから、
大蔵省は道路、住宅のことはわかつてない。そ
ういうところがものをきめておるのだから、大問
題だと思うのですよ。そういう点で特に大臣にも
政務次官にも住宅局長にも、大蔵省の言いなりにな
つちやだめだ、住宅金融公庫の言いなりにな
つちやだめだ。計算してみればもっと下がるではな
く

いか、それが下がるか下がらないかが、建設省と
しての住宅計画ができるかできないかということ
です。極端に言いますと、いまのこの融資保険の
考え方では、これは大蔵省の住宅政策であつて、
建設省の住宅政策じゃないのです。掛け金が何も
変わつてないのです。何もこれでよくなると
いうことはないわけですから……まあ一年か二
年、私のほうは十年間の実績がありますから、実
績を見るまでもなくわかっていますが、皆さんの
ほうは見なくてはいかぬ。ひとつ大蔵省の建設省
でなくて、建設省の立場でやつていただきたいと
思います。

○西村国務大臣 勝澤さん、それだけ言いますと
私もちょっと言いたいのです。てん補率も八十で
あつたのが、これは現在のてん補率の最高まで引
き上げたのです。これからも努力すると言つてお
ります。だから、大蔵大臣の立場でなく、私は
家を建てればいいのだから、だから十分計算はい
たします。あなたのようになるとこどんまで計算はい
たしませんでしたが、せつから御協力賜わりまし
て、住宅の建設に努力したい、かように思う次第
でございます。

○森下委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○森下委員長 速記を始めてください。

岡本隆一君。

○岡本(隆)委員 ただいま勝澤君の質問によりま
して明らかになつたことでござりますが、この法
律案の改正といふのは一応てん補率を上げること
によつて融資の安全性を高め、それによつて住宅
融資を促進しようという考え方で立つものであり
ます。しかししながら保険料の引き下げが、百万
分の三十から百万分の二十六に料率は下がつて
おりますけれども、しかし実質的にはてん補率が
上がつたことによつて引き下げにはほとんどなつ
ておらない。しかしながら一面、これはこういう
ふうな保険を金融機関のほうでつけなければなら

ぬという債務者が、住宅は建てたいがしかしながら
らどうも資力の点で銀行からも信用がない。そ
ういう人であればあるほどやはり利率が高ければよ
けい苦しいのです。だからその利息の上に保険料
がかぶさるわけでありますから、その料率を下げ
てやるということも、今度は銀行は一応安全性が
高まる事によつて貸しやすくなる。しかしながら
一方では、料率を下げる事によつてまた
家を建てようとする者も借りやすくなる、家が建
てやすくなるという事でござりますから、これ
は住宅建設の促進のためには両面の改正をやら
なければいかぬと思ひます。したがいまして、ひと
つの際、せつから百万分の三十九から二十六まで
下げる事でございますが、これをもう一步引
き下げる事によりまして、融資を受けようとする
者の立場も十分考慮するよう、政府がこの法律
を施行されるときにそういう政令改正の際に、そ
ういう措置を講じていただきたいと思うのでござ
りますが、この際大臣の御見解を承りたいと思ひ
ます。

○西村国務大臣 最も建設省といたしましては重
大な事項であります住宅の問題でござりますの
で、ただいま皆さま方から強い御要望もあります
し、また私もそう思いますから、極力努力をいた
したい、かように思う次第でござります。(拍手)

○森下委員長 これは、ただいま理事会を開いて
附帯決議をつけたいというわれわれの要望にか
けて大臣の言明をしていただくという与野党の理
事間の申し合わせに基づくものでござりますか
ら、十分このただいまの御言明は附帯決議にかかる
ものというふうな御理解の上で善処していただ
くよう、特にその点強く御要望申し上げておきます。

○森下委員長 これに本案に対する質疑を終了す
るに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森下委員長 御異議なしと認めます。よつて、
本案に対する質疑は終了いたしました。

○森下委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○森下委員長 告書の作成につきましては委員長に御一任願いた
いと存じますが、御異議ございませんか。

○森下委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○森下委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決します。

〔報告書は附録に掲載〕

○森下委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は
來たる十七日前十時より理事会、十時三十分より
委員会を開くことといたし、これにて散会いた
します。

午前十一時五十八分散会

昭和四十二年五月十七日印刷

昭和四十二年五月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局